
知財ロイヤルティ料率

データブック 2026

& 移転価格算定の実務ガイド

経産省調査2 報告書 × 最新判例 11 件から読み解く、適正料率の実務基準

発行日：2026年03月04日

発行：知育特許事務所（弁理士 米田恵太）

<https://chizai-media.com/>

はじめに：なぜ今、本レポートを発行するのか

知的財産の価値評価において、ロイヤルティ料率の「客観的な相場」を把握することは実務上きわめて重要である。グループ企業間での知財の譲渡やライセンス設定、あるいは社長個人から法人への権利移転といった場面では、客観的な相場に基づかない価格設定が、寄附金認定をはじめとする想定外の税負担を招く恐れがある。

経済産業省からは、2025年3月に2つの調査報告書が公表されている。1つは「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」（株式会社野村総合研究所・株式会社帝国データバンク）であり、企業間のライセンス契約で実際に合意された料率を452件から集計した「実勢値」のデータである。もう1つは「実施料率が関連する裁判例調査」（株式会社野村総合研究所）であり、裁判所が判決で認定した実施料率を79件から集計した「司法認定値」のデータである。

この2つの調査データには興味深い乖離がある。たとえば、特許権の全体平均はアンケート調査（実勢値）が3.2%であるのに対し、裁判例調査（司法認定値）は4.9%と1.7ポイント高い。これは、裁判所が料率を認定する際に、代替技術の不在や侵害態様の悪質性といった個別事情を加味するためと考えられる。

そこで、知財価値評価（RFR法等）の実務を担う当事務所では、最新のAI技術を活用し、公的調査が網羅していない直近の知財判例から「ロイヤルティ料率」に関する公開データを独自に抽出・集計した。具体的には、裁判所が特許法102条3項（実施料相当額）や商標法38条3項（使用料相当額）に基づき料率を認定した直近の判決、および職務発明対価請求事件を含む全11件を対象とし、各事件で認定された料率・損害額と、裁判所がその水準を認定するに至った増減理由を体系的に整理している。

本レポートが、企業経営者の皆様をはじめ、知財部門や法務・経理部門の実務ご担当者様、顧問税理士・公認会計士の皆様の実務における適正価格算定の一助となれば幸いである。

第1章：【独自調査】2025年最新判例データと、業界別ロイヤルティ相場の全体像

1-1. 当事務所独自抽出：2025年最新知財判例データ（11件）

以下は、当事務所が直近の知財判例から独自に抽出したロイヤルティ料率データである。特許権侵害（特許法 102 条 3 項）、商標権侵害（商標法 38 条 3 項）、および職務発明対価請求（特許法 35 条）の各事件類型を含む。いずれも裁判所が諸事情を総合考慮して認定した料率・損害額であり、当事者間の実際のライセンス契約に基づくものではないことに留意いただきたい。

| No. | 事件番号 | 対象知財 | 業種 | 料率 | 増減理由 |
|-----|--------------------|--------------------|---------|-------------|--|
| 1 | 令和 5 年(ワ)第 70402 号 | 特許権（サイフォン雨樋） | 機械・製造 | 15.0% | 建設技術分野の平均実施料率を大幅に上回る認定。特許が製品全体の構造に関わること、代替技術の不在、被告が故意に実施した点を総合考慮し、上限 15%と認定。 |
| 2 | 令和 4 年(ワ)第 11316 号 | 商標権（ミールキット） | 日用品・その他 | 1.0% | 原告（グレーブストーン）の商標権侵害事件。被告（ワタミ）のミールキット商品名「バクモグ」等が原告商標と類似。商標の顧客吸引力、被告商品における商標の寄与度等を考慮し使用料率 1%を認定。 |
| 3 | 令和 4 年(ワ)第 11405 号 | 職務発明対価（医薬品・セレキシバグ） | 化学・医薬 | 5.9% | 日本新薬の元従業員による職務発明対価請求事件。セレキシバグ（肺動脈性肺高血圧症治療薬）の物質特許について、製薬分野の平均的な実施料率 5.9%を仮想実施料率として認定。使用者貢献度（営業力・製造設備・臨床開発費用等）を高く評価。 |
| 4 | 令和 6 年(ネ)第 10051 号 | 商標権（LGBT クリニック） | 日用品・その他 | 4.0% | LGBT 患者を対象とするクリニックの商標（虹色）に関する事件。被告標章の使用態様、原告商標の顧客吸引力等を考慮し使用料率 4%を認定。 |
| 5 | 令和 4 年(ワ)第 7976 号 | 標準必須特許 | IT・通信 | LTE: 9.0% / | 標準必須特許（SEP）に関する FRAND 条件下でのライセンス料率認定。LTE 製品には 9%、 |

| | | | | | |
|----|--------------------|-------------------|-------|-------------|--|
| | | (LTE/5G) | | 5G: 8.0% | 5G 製品には 8%を認定。通信規格への必須性と技術的貢献度を考慮。 |
| 6 | 令和 5 年(ネ)第 10040 号 | 特許権 (豊胸用組成物) | 化学・医薬 | 8.0% | 豊胸用組成物に関する特許権侵害事件。医療・バイオ分野における技術の独自性と売上貢献度を考慮し 8%を認定。 |
| 7 | 令和 5 年(ワ)第 70079 号 | 特許権 (スマート IC) | IT・通信 | 2.0% | スマート IC (インターチェンジ) に関する特許権侵害事件。代替技術の存在、製品全体における特許発明の寄与度が限定的である点を考慮し 2%を認定。 |
| 8 | 令和 6 年(ネ)第 10048 号 | 特許権 (蓄電装置) | 機械・製造 | 5.0% | 蓄電装置に関する特許権侵害事件。技術的重要性と製品への寄与度を総合考慮し 5%を認定。 |
| 9 | 令和 6 年(ワ)第 70128 号 | 特許権 (箱型船) | 機械・製造 | 8.0% | 箱型船に関する特許権侵害事件。船舶構造における特許技術の重要性を考慮し、上限 8%を認定。 |
| 10 | 令和 6 年(ワ)第 70096 号 | 特許権 (遮熱) | 機械・製造 | 5.0% | 遮熱技術に関する特許権侵害事件。建築・建設技術分野における技術的寄与度を考慮し、上限 5%を認定。 |
| 11 | 令和 3 年(ワ)第 29254 号 | 特許権 (トンネル断面マーキング) | 機械・製造 | 6.0% | トンネル断面マーキング技術に関する特許権侵害事件。建設技術分野において代替困難な技術であり、6%を認定。 |

独自データから読み取れる傾向

■ IT・通信分野：標準必須特許（SEP）である LTE/5G 通信規格に関する事件で、LTE 製品 9%・5G 製品 8%という高率が認定された。経済産業省アンケート調査の電気分野平均（2.5%）の 3 倍以上であり、通信規格への必須性（代替不可能性）が料率を大きく押し上げることを示す事例である。一方、スマート IC に関する特許では代替技術の存在等を考慮し 2%にとどまっており、同じ IT 分野でも技術の必須性によって約 4.5 倍の差が生じうる。

■ 機械・製造分野：5～15%の範囲で分布する。サイフォン雨樋の核心技術に関する特許（代替技術なし・侵害態様悪質）で上限 15%が認定された一方、蓄電装置 5%、遮熱技術 5%、トンネル断面マ

ーキング 6%、箱型船 8%と、技術の必須性や売上貢献度に応じて幅広く分布している。経済産業省アンケート調査の固定構造物分野平均（3.3%）や機械工学分野平均（2.6%）を出発点としつつ、個別事情により大幅に上振れする傾向が顕著である。

■ 化学・医薬分野：豊胸用組成物に関する特許で 8%、職務発明対価事件（セレキシパグ）では仮想実施料率 5.9%が認定された。経済産業省アンケート調査の化学・冶金分野平均は 3.9%であり、いずれもこれを上回る水準である。医薬品分野では技術の独自性や売上貢献度が高く評価される傾向がある。

■ 日用品・その他分野（商標権）：1～4%の範囲で分布する。ミールキット商標事件では 1%、LGBT クリニック商標事件では 4%が認定された。経済産業省アンケート調査の商標権全体平均（3.0%）を挟んで分布しており、商標の顧客吸引力や被告商品における商標の寄与度によって料率が上下する。

1-2. 公的調査データ × 当事務所独自調査の統合分析

前節で示した判例データは、当事務所が AI 技術を活用して裁判所の公開判決文から独自に抽出・整理したものであり、経済産業省の調査報告書には含まれていない「リアルタイムの実勢値」である。これを、経済産業省が 2025 年 3 月に公表した 2 つの調査報告書——①企業間のライセンス契約実態を 452 件から集計した「アンケート調査」と、②裁判所が判決で認定した実施料率を 79 件から集計した「裁判例調査」——と業種ごとに突き合わせることで、3 層の比較分析が可能となる。

以下の統合比較表は、経済産業省アンケート調査（民間契約の実勢値）、裁判例調査（司法認定値）、および当事務所の独自判例の 3 つのデータを業種ごとに並列し、その乖離幅と実務上の着目点を整理したものである。

| 業種大分類 | アンケート調査 （実勢値） | 裁判例調査 （司法認定 値） | 独自調査 判例認定 レンジ | 統合分析から読み取れるポイント |
|-------|------------------|----------------------|---------------------|-----------------|
|-------|------------------|----------------------|---------------------|-----------------|

| | | | | |
|--------------------|--|------------------------|--------|---|
| IT・通信 | 電気 2.5% (n=46) | 情報通信業 2.1% (n=6) | 2～9% | アンケート・裁判例調査はともに 2～3%の水準だが、標準必須特許（LTE/5G）では 8～9%と約 3.5 倍。通信規格に必須で代替不可能な特許には平均を大幅に上回る料率が認定される。一方、スマート IC のように寄与度が限定的な場合は 2%にとどまる。 |
| 機械・製造 | 機械工学 2.6% 固定構造物 3.3% | 製造業 5.5% (n=44) | 5～15% | アンケート実勢値（2.6～3.3%）と裁判認定値（5.5%）の間に約 2pt の乖離がある。独自判例では最大 15%（サイフォン雨樋・代替不可・悪質侵害）に達する一方、遮熱 5%・蓄電装置 5%・トンネル 6%・箱型船 8%と技術特性に応じて分布。 |
| 化学・医薬 | 化学・冶金 3.9% (n=90) | — (個別分類なし) | 5.9～8% | 豊胸用組成物の特許で 8%、職務発明（セレキシバグ）では仮想実施料率 5.9%。いずれもアンケート実勢値（3.9%）を上回る水準。医薬・バイオ分野では技術の独自性が高く評価される傾向がある。 |
| 日用品・その他 (商標権含む) | 特許 2.9% (n=102) 商標 3.0% (n=146) | 商標 4.8% (n=23) | 1～4% | ミールキット商標 1%・LGBT クリニック商標 4%と、商標の顧客吸引力や寄与度によって開きがある。アンケート実勢値（3.0%）を挟んで分布しており、裁判認定の商標権平均（4.8%）と比較すると、個別事情による変動幅が大きい。 |

統合分析から見えてくる 3 つの実務的示唆

示唆①：「実勢値」と「裁判認定値」には構造的な乖離がある

経済産業省のアンケート調査（実勢値）と裁判例調査（司法認定値）を比較すると、特許権全体で 3.2% 対 4.9%（+1.7pt）、商標権で 3.0%対 4.8%（+1.8pt）と、裁判所の認定値が一貫して高い。これは、裁判所が代替技術の不在や侵害態様の悪質性等を考慮して料率を引き上げる傾向があるためである。ライセンス料率を設定する際には、この構造的な乖離を踏まえて「どちらの数値を出発点とするか」を意識する必要がある。

示唆②：「相場が安定している分野」と「個別事情で大きく変動する分野」を見極める

IT・通信分野（2～9%）や機械・製造分野（5～15%）では、技術の必須性や売上貢献度によって大幅に変動する。一方、商標権分野では 1～4%と比較的狭いレンジに収まる傾向がある。自社の知財がどちらのタイプに属するかを見極めることが、料率設定の第一歩となる。

示唆③：特許権だけでなく商標権・職務発明も含めた横断的な視点が必要

今回の分析では、特許権侵害事件だけでなく、商標権侵害事件（商標法 38 条 3 項）や職務発明対価請求

事件（特許法 35 条）も含む点が特徴的である。商標権についても、アンケート調査（3.0%）と裁判認定（4.8%）の間に 1.8pt の乖離がある。知財ポートフォリオ全体の価値評価を行う際には、権利種別ごとの相場感と、データソースの性質の違いを把握しておくことが重要である。

出典：経産省データは「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」（2025 年 3 月、株式会社野村総合研究所・株式会社帝国データバンク）および「実施料率が関連する裁判例調査」（2025 年 3 月、株式会社野村総合研究所）に基づく。判例データは当事務所が裁判所公開判決文から独自に抽出・集計したもの。いずれもイニシャルペイメント（一時金）なしのランニングロイヤルティを前提とする。

第2章：裁判所が料率を増減させる「3つの決定要因」

前章で整理した独自データと経産省データの統合分析から、裁判所が認定する実施料率は業界平均を出発点としつつも、個別の事情によって大きく上下することが確認できた。では、裁判所はどのような要因に基づいて料率を増減させているのか。2025年の判例データから抽出された主な決定要因は、以下の3つに整理できる。

要因1：代替技術の有無（代替可能性）

裁判所が料率を引き上げる最も典型的な要因は、「その特許技術を使わずに同等の機能を実現する代替技術が存在しない」という事情である。

たとえば、自社がある部品を製造するにあたり、競合他社から特許ライセンスを受ける場面を想像していただきたい。もし、その特許技術を使わなくても別の方法で同じ機能の部品を作れるのであれば、ライセンス料が高ければ「使わない」という選択肢がある。このような場合、料率は低く抑えられる傾向がある。

一方、その特許技術以外に実現手段がなく「使わなければ製品を作れない」という状況であれば、権利者の交渉力は強くなる。今回の判例でも、LTE/5G通信規格の標準必須特許（代替技術なし・規格上必須）でLTE 9%・5G 8%が認定されたのに対し、代替技術が存在するスマートIC分野の特許では2%にとどまった。

要因2：売上への貢献度（技術寄与度）

特許発明が被告製品やサービスの売上にどの程度貢献しているか。この「技術寄与度」も、料率の増減に直結する要因である。

たとえば、自社が独自開発した加工技術を他社にライセンスする場面で、その加工技術がなければ相手の製品が成り立たない（＝売上全体に寄与する）のか、それとも製品の一部の付加機能にすぎないのか。前者であれば高い料率が正当化され、後者であれば低い料率にとどまる。

今回のデータでも、サイフォン雨樋の構造全体に関わる特許（製品の核心技術）で上限 15%が認定された一方、商標の顧客吸引力が限定的なミールキット事件では 1%にとどまっている。

要因 3：侵害態様と当事者の関係

侵害者が故意に特許を実施していたか、あるいは過失にとどまるか。また、特許権者と侵害者の間にどのような関係があるか。こうした当事者間の事情も、料率の増減に影響する。

たとえば、自社の取引先が自社の特許技術を知りながら無断で模倣製品を製造・販売していた場合と、知らずに偶然類似技術を開発していた場合とでは、裁判所の評価が異なる。前者のような故意の侵害は「悪質」と評価され、料率が引き上げられる傾向がある。

今回のサイフォン雨樋の事例では、被告が原告の特許を認識しながら実施を継続した点が考慮され、経済産業省アンケート調査における固定構造物分野の平均（3.3%）を大きく上回る上限 15%が認定された。

料率増減要因のまとめ

| 要因 | 料率への影響 | 今回の判例での認定例 |
|------------|--------|---------------------------------|
| 代替技術が存在しない | ↑ 上昇 | LTE/5G 標準必須特許：規格上必須で代替不可 → 8~9% |
| 代替技術が存在する | ↓ 低下 | スマート IC：代替技術あり → 2%にとどまる |
| 売上全体に寄与 | ↑ 上昇 | サイフォン雨樋：製品構造全体 → 上限 15% |
| 一部機能のみ寄与 | ↓ 低下 | ミールキット商標：顧客吸引力が限定的 → 1% |
| 故意の侵害（悪質） | ↑ 上昇 | サイフォン雨樋：特許認識下での模倣 → 平均の約 4.5 倍 |
| 過失の侵害 | → 平均水準 | 類似技術の偶然の開発 → 業界平均付近 |

第3章：知財部門・経理部門が知っておくべき税務対策

3-1. 「業界平均＝自社の適正料率」ではない

グループ企業間で知財のライセンス料率を設定する際、「経済産業省の業界平均データをそのまま使えばよいのではないかと考える方がいるかもしれない。しかし、前章までの分析で見たとおり、裁判所が認定する料率は業界平均とは大きく異なる場合がある。同じ「機械分野」であっても、代替技術の有無や売上貢献度によって5%から15%まで開きがあるのが実態である。

このことは、税務の文脈でも重要な意味を持つ。グループ企業間での知財取引においては、税務署が「その料率は適正か」を確認する可能性がある。国内のグループ法人間取引では時価、海外子会社との取引では独立企業間価格が求められるが、いずれの場合も、「なぜその料率が適正と判断したのか」について客観的な根拠を示す必要がある。

業界平均を無条件に適用した場合、自社の知財が業界平均よりも高い価値を持つにもかかわらず低い料率を設定してしまうおそれがある。その場合、本来受け取るべきライセンス収入を受け取っていないと判断され、寄附金認定等による想定外の税負担が生じるリスクがある。

3-2. 個別評価ロジックの構築が、社内決裁と税務対策の両方に効く

では、どうすればよいのか。結論としては、業界平均をそのまま使うのではなく、自社の知財の「個別事情」を加味した評価ロジックを構築することが推奨される。

具体的には、第2章で整理した3つの決定要因——代替可能性、売上貢献度、当事者の関係——を踏まえ、自社の知財が業界平均に対してどのような位置づけにあるかを分析し、根拠をもって料率を設定するプロセスである。

このプロセスを経て作成された評価書は、以下の2つの場面で重要な役割を果たす。

| 場面 | 評価書の役割 |
|------|--|
| 社内決裁 | 「この料率は、業界平均〇%を基準に、自社知財の代替不可能性・売上貢献度を加味 |

| | |
|----------------------|---|
| (稟議添付資料として) | して□%と算定した」という論理を CFO や経営陣に説明できる。 |
| 税務署への説明 (根拠資料として) | 「独立企業間価格（または時価）としての妥当性は、この評価ロジックに基づく」と客観的なデータをもって回答できる。 |

なお、国内の 100%完全親子会社間（完全支配関係にあるグループ法人間）であれば、グループ法人税制の適用により簿価での取引が認められるケースがあるため、すべての企業が知財の時価評価を必要とするわけではない。自社がどのケースに該当するかについては、税理士等の専門家にご確認いただきたい。

一方、100%未満の関連会社間取引、社長個人と法人間の取引、海外子会社との取引では、時価または独立企業間価格に基づく料率設定が求められる。こうした場面では、業界平均の安易な流用を避け、個別の評価ロジックに基づく根拠資料を事前に準備しておくことが、想定外の税負担を回避するための確実な備えとなる。

3-3. 「高すぎる料率」もまた、経営を詰ませる

ここまで「低すぎる料率設定」が寄附金認定を招くリスクを説明してきたが、実務では逆方向のリスク——料率が高すぎるがゆえに経営が行き詰まるケース——も同時に存在する。

たとえば、本レポートのデータ上は「IT・通信分野で 5%が相場」と読み取れる場面であっても、その料率をそのまま海外子会社へのライセンス料率として設定すれば、子会社の売上規模によっては年間のロイヤルティ支払いが数千万円～億円単位に膨らみ、子会社の資金繰りがショートする事態が起こりうる。特に移転価格税制（海外グループ間取引に適用）の文脈では、料率が高すぎても低すぎても課税リスクがあるため、「適正な着地点」を設計する必要がある。

現場の評価実務で求められる「冷静な分離作業」

売上 30 億円の事業に対して 5%のロイヤルティ料率を適用すれば、年間 1.5 億円の支払いとなる。しかし、その売上 30 億円を生み出しているのは、特許技術だけではない。営業網、製造ノウハウ、ブランド力、人的資本など「特許以外の無形資産」も売上に貢献している。

適正な料率を設計するとは、こうした複合的な貢献要因の中から特許単体の寄与分を冷静に分離し、たとえば全体の料率を 1.5~2.0%に引き下げるべき根拠を構築する作業にほかならない。

この「冷や水を浴びせる」プロセスこそが、税務署も経営陣も納得する着地点を見つけるための、泥臭いが確実な実務テクニックである。

つまり、適正な料率設定とは「高ければ正しい」わけでも「安ければ安全」なわけでもない。自社の知財が事業の売上にどの程度寄与しているかを、特許以外の貢献要因（営業網・製造ノウハウ・ブランド力等）と分離して客観的に示すことが、低額リスクと高額リスクの双方を同時に回避する方法である。

この「分離と根拠構築」の作業は、業界平均データだけでは完結しない。自社の事業構造に即した個別の分析が必要であり、価値評価の実務経験を持つ専門家の関与が推奨される。なお、税務上の具体的な判断については、税理士等の専門家にご確認いただきたい。

おわりに

本レポートでは、経済産業省が2025年3月に公表した2つの調査報告書——「アンケート調査」（民間契約の実勢値）と「裁判例調査」（司法認定値）——と、当事務所が独自に抽出した直近の判例11件を横断的に分析し、知財ロイヤルティ料率の「相場」と「増減メカニズム」を整理した。

見えてきたのは、アンケート調査（実勢値）と裁判例調査（司法認定値）の間にも構造的な乖離（特許権全体で3.2%対4.9%）があり、さらに個別の判例では代替可能性、売上貢献度、侵害態様といった個別事情によって大きく上下するという実態である。同じ「機械・製造分野」であっても、アンケート実勢値の2.6%から独自判例の15%（サイフォン雨樋）まで約6倍の開きが生じうる。IT・通信分野でも標準必須特許（LTE/5G）では8~9%、寄与度が限定的なスマートICでは2%と約4.5倍の差がある。このことは、グループ企業間の知財取引において安易に「業界平均」を流用することが、税務リスクにつながりうることを示唆している。

企業の知財部門・経理部門のご担当者様におかれては、本レポートのデータを、自社の知財ライセンス料率や譲渡価格の妥当性を検証する際の参考資料としてご活用いただきたい。そのうえで、自社の個別事情を反映した評価ロジックの構築にお役立ていただければ幸いである。なお、料率設定に関する税務上の具体的な判断については、税理士等の専門家にご確認のうえ対応されることを推奨する。

※本レポートに関する免責事項：本レポートは、知的財産の価値評価に携わる弁理士の立場から、ロイヤルティ料率に関する公開データを整理し、実務上の参考情報として提供するものである。税務に関する記述は、経済産業省の公開調査報告書および裁判所の公開判決文に基づく一般的な情報提供であり、個別の税務判断や税務申告上のアドバイスを行うものではない。具体的な税務処理については、必ず税理士等の税務の専門家にご相談いただきたい。

参考文献・データソース

- 経済産業省「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」（2025年3月、株式会社野村総合研究所・株式会社帝国データバンク）
- 経済産業省「実施料率に関連する裁判例調査」（2025年3月、株式会社野村総合研究所）

- 裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) 各判決文

この資料を作成した人：弁理士・米田恵太（知育特許事務所）

知財価値評価に関するご相談：<https://chizai-media.com/consult/valuation-patent/>